第２号様式（第６条関係）

富士市中小製造業・業務ミエル化補助金交付決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

富士市長

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった富士市中小製造業・業務ミエル化補助金について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定額 | 円 |

交付の条件　１　富士市補助金等交付規則に基づく市長の指示に従うこと。

　　　　　　　　２　補助金に係る収支に関する帳簿をそろえ、補助金の交付を受けた年度の終了後５年間保管すること。

３　補助事業により取得した備品等については、市長の承認を受けないで、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃止してはならないこと。

４　市が本制度の実績として必要に応じて公開することに承諾すること。

　　　　　　　　５　市長は、補助金を目的外に使用したとき、虚偽又はその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき並びに補助金の交付決定内容及び法令等に違反したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

　　　　　　　　　　６　交付決定を受けた事業の結果について、事業の完了後速やかに実績報告書を提出すること。